

## 1 業務名

札幌駅周辺都市基盤計画検討業務

## 2 業務の背景及び目的

札幌駅周辺地区では、令和2年度に札幌駅南口周辺エリアにおける街区間連携検討業務が行われ、札幌駅南口周辺で進行する開発プロジェクト間の具体的な連携の方向性の検討が行われた。中でも、交通結節機能の観点における街区間連携の在り方として、各開発プロジェクト及び周辺施設間をつなぐ歩行者ネットワークの方向性が検討され、街区をまたぐ形での都市空間としての一体性が求められている。

一方、当地区においては、今後の開発計画の詳細が明らかになっていない街区があるものの、街区間をつなぐ歩行者ネットワークは、既に検討が進む開発計画との調整点を明確化しておく必要がある。一部の開発計画が詳細化するタイミングで、連携方針及び共有すべき計画条件を明らかにし、合意形成を図っておくことが肝要になり、将来的な基盤形成の整合を図る検討が求められる。

本業務では、駅周辺地区における歩行者ネットワークの形成の在り方について、街区間での計画調整上の課題を明らかにすることを目的とする。上記検討に当たっては、すでに事業化が検討されている街区の計画検討の条件を調査した上で、今後の開発計画の詳細が明らかになっていない街区等も含めて、街区間での横断的な連携を通じた将来的なネットワーク形成において重要と考えられる個所の計画条件等を整理する。

## 3 業務内容

(1) 別途札幌市から提供する札幌駅周辺地区における既往計画の進捗情報より、歩行者ネットワークの形成の観点から既往計画側で考慮すべき事柄を抽出する。

- ・対象エリアは別紙のとおり。
- ・予定している札幌市から提供する既往計画の検討情報は以下のとおり
  - ①配置計画の情報（平面図、断面図）
  - ②外構計画の情報（コンセプト、平面図）
  - ③都市機能導入に関する情報（コンセプト、規模）
  - ④交通計画に関する情報（現況調査結果、予測評価内容）
  - ⑤事業工程表（設計時期、工事時期、供用開始時期等）

(2) ネットワーク形成に係る目的・位置づけの整理

- ・検討する都市基盤施設・ネットワーク基盤施設は、以下を対象とする。
  - ①北5条通横断ネットワーク
  - ②創成川横断ネットワーク
- ・検討する事項は以下とする。
  - ①整備目的及び整備箇所（ネットワーク形成の考え方）
  - ②事業区分（整備主体の想定パターンによるメリット・デメリットの整理）

③既に事業化が検討されている街区整備における計画条件

・情報収集・計画課題の整理

- ① 地下鉄コンコース施設
- ② 再開発事業周辺エリアのネットワーク動線

(3) 関係者調整の実施支援

・必要に応じて検討内容に関する以下の関係者との調整支援（打合せ資料作成、打合せ参加、記録作成、対応方針の整理）を行う。【】内は各想定対応回数とする。

- ① 有識者（学識経験者は札幌市の指示による）【各2回／年程度】
- ② 街区開発事業関係者（事業主、設計者）【各2回／年程度】
- ③ 関係都市基盤施設管理者【適宜】

(4) 打合せ等

・打合せ回数は、下記の3回を予定する。

- ①業務着手時
- ②業務中間時
- ③成果品納入時

(5) 業務報告書の作成

・検討内容と成果の取りまとめ、業務報告書を作成する。

#### 4 業務規模

3,950千円（税込）を上限額とする。

※上記金額はあくまで業務規模を示すものであり、実際の契約金額の決定は、札幌市契約規則及び札幌市物品役務契約等事務取扱要領で定める各条項に基づき行うものとする。

#### 5 履行期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

#### 6 成果品（中間報告書・最終報告書）

ア A4判製本（図面等A3判） 20部（可能な限り古紙再生率100%とする。）

イ 電子データ 一式

#### 7 参加資格

(1) 札幌市競争入札参加資格者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが（1）～（5）を満たす必要があることに注意すること。
- ※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。
- ※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

## 8 企画提案を求める項目

- (1) 札幌駅周辺におけるネットワーク動線の基本的な考え方について  
既往の上位計画や新幹線札幌駅の検討状況、札幌駅交流拠点内の開発動向等を踏まえ、業務対象エリアのネットワーク動線の整備の基本的な考え方を提案すること。
- (2) ネットワーク基盤施設の整備について  
街区間のネットワーク基盤施設の整備目的及び整備箇所を検討する際に着目すべき観点を示すこと。  
また、ネットワーク基盤施設を官民連携あるいは民間主導により整備された先行事例を示すこと。
- (3) 業務全体について
- ア 独自提案について  
本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。
- イ 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について  
本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と本業務の執行体制について、具体的に記載すること。

## 9 申込方法

### (1) 提出物

正本は、以下のア～オの構成で一式とし、1部提出すること。（提出にあたっては、一式を左肩一箇所ホチキス留めすること。）

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。）

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

- ア 参加意向申出書(A4 縦、1 枚、様式 1)
- イ 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式 2)
- ウ 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式 3)
- エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式 4)
- オ 企画提案書(A3 横、片面印刷、2 枚以内、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課 (5 階南側)

(3) 提出期限

令和 3 年 7 月 12 日(月) 12:00 【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには (○) を付けること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 「第 2 次都心まちづくり計画」

イ 「札幌駅交流拠点まちづくり計画」

ウ 「札幌駅交流拠点北 5 西 1・西 2 地区再開発基本構想」

エ 「新幹線札幌駅について」(R2. 1. 16 JR 北海道報道発表資料)

オ 「札幌駅南口周辺エリアにおける街区間連携検討業務 業務報告書」

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記資料オを上記(2)提出先にて貸与する。当該報告書の取扱いに際しては、守秘義務を

厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこと。また、当該報告書は複製禁止とし、プロポーザル終了までに速やかに返却すること。

## 10 質疑

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に FAX 又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「札幌駅周辺都市基盤計画検討業務 質問書」とし、令和3年6月28日（月）12：00まで受け付けるものとする。

FAX：011-218-5112

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

### (2) 質問に対する回答

公平を期すため、質問票による質問内容及びその回答は随時札幌市都心のまちづくりのウェブサイト内（URL：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>）にて公開する（質問を行った者の氏名は公表しない）。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

## 11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「札幌駅周辺都市基盤計画検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により（1）、（2）のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募件数が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

### (2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

- ア 一次審査（書類審査） 令和3年7月13日（火）
  - イ 最終審査（ヒアリング） 令和3年7月21日（水）
- ※上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点（1）、（2）及び（3）の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<b>(1) 札幌駅周辺におけるネットワーク動線の基本的な考え方について</b>	
<b>1. 札幌駅交流拠点の開発動向について</b> ・新幹線札幌駅の検討状況や札幌駅交流拠点内の開発動向を的確に把握しているか。 また、それらの開発動向を踏まえた将来のネットワーク動線としての提案がなされているか。	20
<b>(2) ネットワーク基盤施設の整備について</b>	
<b>1. 整備目的の検討について</b> ・整備目的等の検討の際に着目すべき観点について、エリアの交通結節点としての機能を維持・改善するものとして、適切かつ具体的に提案されているか。	30
<b>2. 先行事例について</b> ・提案された先行事例が、本業務の検討に参考となる適切な規模のものであるか。また、整備主体や施設の位置づけについて、様々なパターン事例が示されているか。	20

(3) 業務全体について	
1. 独自提案について ・業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。	10
2. 過去の類似・関連業務実績について ・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。	10
3. 業務の執行体制について ・業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。	10
合計	100

### 13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

### 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

### 15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所5階)

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：岩館、鹿内 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112

既往計画において考慮すべき事柄の抽出

別紙

情報収集・計画課題整理の概略想定範囲

ネットワーク形成検討個所の概略想定範囲

